

# 北竜町指定介護予防支援事業所運営規程

平成18年4月11日

改正	平成20年	4月	1日	規程第2号
	平成28年	4月	1日	規程第3号
	平成29年	4月	19日	規程第4号
	平成30年	4月	1日	規程第5号
	平成31年	4月	1日	規程第6号
	令和2年	4月	1日	規定第7号
	令和3年	4月	1日	規定第8号
	令和5年	10月	1日	規定第9号
	令和6年	4月	1日	規定第10号
	令和7年	4月	1日	規定第11号
	令和8年	4月	1日	

## (事業の目的)

第1条 北竜町が開設する北竜町指定介護予防支援事業所（以下「予防事業所」という。）が行なう指定介護予防支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、予防事業所の保健師、介護支援専門員等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 予防事業所の保健師、介護支援専門員等は要支援状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことのできるように配慮し、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとともに、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとする。

## (予防事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 北竜町指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 北竜町字和11番地1（北竜町役場内）

## (事業所に勤務する職種、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（社会福祉士及び介護支援専門員）  
管理者は、指定介護予防支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援事業の提供に当たるものとする。
- (2) その他指定介護支援に関する知識を有する職員5名（保健師、介護支援専門員）  
その他指定介護支援に関する知識を有する職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

## (開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日および12月31日から翌年の1月5日までの日（前に掲げる日を除く）を除く。
- (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制  
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 提供の開始  
利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得て行うものとする。
- (3) 課題分析の方法  
介護予防サービス計画の作成にあたっては適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、(イ)運動及び移動、(ロ)家庭生活を営む日常生活、(ハ)社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション、(ニ)健康管理の領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握するよう努める。
- (4) 介護予防サービス計画の作成  
解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行い、利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることとする。
- (5) サービス担当者会議  
介護予防サービス計画原案に対して利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとし、介護予防サービス計画を新規に作成した場合及び要支援更新認定等を受けた場合、その他必要に応じて開催する。
- (6) 居宅訪問  
サービスの提供を開始する月(以下「提供開始月」という。)、サービスの評価期間が終了する月および提供開始月の翌月から起算して三月に一回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定予防通所介護事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (7) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第7条 予防事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 予防事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを北竜町に通報するものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第8条 北竜町職員のハラスメントの防止等に関する要綱(令和5年3月29日訓令第5号)に基づき、従事者の利益の保護及び能力の発揮のため、ハラスメントの防止及び排除のための処置を講じ、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するよう努める。

(業務継続計画に関する事項)

第9条 北竜町業務継続計画（BCP）、北竜町地域防災計画等にとり、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）が発生した場合には、災害対応に当たるとともに、業務が停止することで利用者を含めた町民の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続し、非常災害の際に適正な業務の執行を図ることができるよう努める。

(衛生管理等)

第10条 予防事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症の予防及びまん延を防ぐため必要な措置を講じる。

- (1) 感染症対策を検討する会議の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 従事者に対する研修及び訓練の実施

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は北竜町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定介護予防支援事業所は、業務に携わる従事者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北竜町役場と事業所の所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第4号）

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規程第5号）

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程第6号）

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規定第7号）

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規定第8号）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日規定第9号）

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規定第10号）

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規定第11号）

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日規定第12号）

この規定は、令和8年4月1日から施行する。